

令和2年第1回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和2年1月27日(月)

開 会 午後 3時30分

閉 会 午後 4時35分

2 会議場所 庄内町役場3階 議場

3 出席委員の番号及び氏名(18名)

1番 齋藤 智幸

2番 秋葉 俊一

3番 齋藤 克行

4番 日下部 耕平

5番 阿部 金一郎

6番 佐藤 恒子

7番 高橋 聡

8番 齋藤 敦

9番 太田 政士

11番 高橋 義夫

12番 小林 ひろみ

13番 佐藤 優人

14番 半澤 重幸

15番 佐藤 一

16番 五十嵐 晃

17番 和島 孝輝

18番 佐藤 繁

19番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名(1名)

10番 長南 統

5 議長の委員番号及び氏名

19番 若松 忠則 (会 長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 富樫 薫

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 佐藤 一視

農地農政専門員 清野 亮

農業経営改善相談員 高橋 茂規

農林課農政企画係主事 富樫 庸

7 会議に付した議案

報告第 1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について	(11件)
報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について	(5件)
議案第 1号	庄内町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見の決定について	(1件)
議案第 2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(4件)
議案第 3号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(24件)
議案第 4号	庄内町農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について	(1件)
議案第 5号	農業委員会の法令の遵守の申し合わせ決議について	(1件)

◎開会 (午後3時30分)	
◎諸報告	
議長	これより令和2年第1回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況につきまして、報告いたします。本日は、10番長南 統 委員 より欠席との報告を受けております。 次に、説明員について報告します。議案第1号 庄内町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見の決定について、に係る説明員として、農林課農政企画係の富樫主事が出席しています。 次に、本日配布の資料につきまして報告いたします。「農業委員会委員募集要項」、「農委広報「風と大地」第30号」、「農協広報(1月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。 それでは、令和元年第12回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和元年第12回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、令和2年第1回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和2年第1回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようでございますので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は18名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させてい

	<p>たきます。13番 佐藤 優人 委員、14番 半澤 重幸 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>なお、書記には、事務局長を指名いたします。</p>
◎報告	報告第1号の上程、説明、質疑
議長	報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第1号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第1号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 18番 佐藤 繁 委員。
18番 佐藤	18番 佐藤です。 先月も時効取得による所有権移転の届出があり最近多いように思いますが、この場合20年間民法上の時効取得だという説明でした。面積もほぼ同じくらいですが、申請者の松田 良弥さんと工藤 せつさんの関係というのはお互いにその所有権について把握しながらもこういう耕作を20年間以上続けてきたという理解でよろしいのでしょうか。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	そのとおりでございます。
議長	よろしいでしょうか。
18番 佐藤	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 無いようですので、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第2号の上程、説明、質疑
議長	報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第2号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第2号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第1号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第1号、庄内町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見の決定について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。

事務局長	(議案第1号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、農林課農政企画係の富樫主事よりご説明申し上げます。
議長	富樫主事。
富樫主事	(議案第1号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 4番 日下部 耕平 委員。
4番 日下部	4番 日下部です。 文言についてですが、1ページ目の3段落日本町における「本町」、新旧対象表と見ますと、本町という表現がこれ以外はすべて「庄内町」に変更されており、「町」というものほとんどが「庄内町」に変更されているのですが、何故この部分だけ「本町」を残したのか、教えてください。
議長	富樫主事。
富樫主事	ただいまの本町の件につきましては、こちらの訂正漏れとと思われるので、改めて新旧対象および内容の訂正をおこなってまいります。申し訳ありませんでした。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第1号、庄内町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見の決定について、妥当相当の意見を回答することに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、妥当相当の意見を町長に回答することに決定しました。 (富樫主事 退席)
◎議事	議案第2号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。議事参与の制限に該当する委員がおりますので、5番 阿部 金一郎 委員は退席願います。 暫時休憩します。
(暫時休憩)	(休憩中、阿部 金一郎 委員 退席)
議長	再開します。 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。 はじめに、番号4について審議します。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第2号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、清野専門員よりご説明申し上げます。
議長	清野専門員。

清野専門員	(議案第2号番号4の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、7番 高橋 聡 委員より、現地調査報告をお願いします。
7番 高橋	7番 高橋です。 農地法第3条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第3条の規定による番号4の使用貸借権設定の案件ですが、1月24日に8番 齋藤 敦 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の4人で、現地調査を実施しました。 本案件は農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、多少の積雪の影響で確認漏れも想定されますので、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号4を許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。 阿部 委員 着席のため暫時休憩します。
(暫時休憩)	(休憩中、阿部 金一郎 委員 着席)
議長	再開します。 次に、番号2、3の2件について審議します。 清野専門員、説明願います。
議長	清野専門員。
清野専門員	(議案第2号番号2、3の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、8番 齋藤 敦 委員より、番号2、3の現地調査報告をお願いします。
8番 齋藤	8番 齋藤です。 農地法第3条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第3条の規定による2番の賃貸借権および3番の使用貸借権設定の案件ですが、1月24日に7番 高橋 聡 委員と事務局の佐藤主任、清野農地農政専門員と私の4人で、現地調査を実施しました。 いずれの案件も農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められますが、多少の積雪の影響で確認漏れも想定されます

	<p>ので、委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 18番 佐藤 繁 委員。</p>
18番 佐藤	<p>18番 佐藤です。 2番の●●●●●●●●●●の案件についてお伺いしたいのですが、これは以前申請が出た●●●の風車と関連する事業と捉えていいでしょうか。</p>
議長	<p>佐藤主査。</p>
佐藤主査	<p>それではただ今の質問にお答えします。 こちらの場所は、風車がたっている農地の近くです。風車の事業とは直接的な結びつきはないのですが、今回その近くを借りて規模拡大するというところでございます。</p>
議長	<p>18番 佐藤 委員。</p>
18番 佐藤	<p>作目については、花ということでしたが、具体的に年間にわたって作付けするのか、一時的なのか、どういう花の種目作付けする予定なのかかわれば教えていただきたいと思います。</p>
議長	<p>清野専門員。</p>
清野専門員	<p>花の種目については深く聞いていないのですが、申請書によると花卉であります。時期的なものも昨日現地を見てきた段階では冬期間ですし、現地から離れているということもありますけど、その辺も確認はしていないところです。</p>
議長	<p>18番 佐藤 委員。</p>
18番 佐藤	<p>今年は暖冬で雪が少ないですが、通常であれば町としては除雪をしない路線の末端の方にある土地かと思いますので、冬期間自分であそこまで除雪してハウスを経営していくというのはコスト的にも合わないんだろうと思いますので質問しました。以上です。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。 5番 阿部 金一郎 委員。</p>
5番 阿部	<p>5番 阿部です。 説明の中にハウスのお話の一つもありませんでしたので、もう少し詳しい説明をいただけませんか。</p>
議長	<p>同じ花卉栽培であっても、露地栽培なのか施設用花卉なのかということですので、清野専門員。</p>
清野専門員	<p>花卉の栽培関係、時期的なものは、はっきり抑えていないところであります。農機具の所有等につきましては、申請書ではトラクター●台、車両が●台、それから農作業に従事する作業員等の従事につきましては、申請者代表取締役本人、社員それからパートの●名であっています。今回の申請地だけでなく現在耕作している農地も含めてのことですし、この法人が持つ農地の経営面積については、議案の方にも載っていますが、●反部</p>

	<p>議案第3号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>賛成全員により、原案のとおり決定いたします。</p>
◎議事	議案第4号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第4号、庄内町農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について、を議題といたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>（議案第4号の資料に基づき、議案を朗読）</p> <p>詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主査。
佐藤主査	（議案第4号の資料に基づき、内容を説明）
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>5番 阿部 金一郎 委員。</p>
5番 阿部	<p>5番 阿部です。</p> <p>事務局設置規程の中の保存書類というところではありますが、その中で第5種の1年保存に「庄内総合支庁管内及び戸沢村公用車出張命令簿」というのがあります。戸沢村は隣の最上地区にあたりますが、この「戸沢村」がどうしてここにあげてきているのか、特別なのか、そうでないのか、隣だからなのか、そういったことも含めて説明いただければ有り難いと思います。</p> <p>もう一つですが、第3条、この規定の中に是非、事務局に事務局長を置き必要に応じ事務局次長、主査、係長、主任、主事、その他の職員を置くことができるかとあります。最近、農業委員会の事務が多岐にわたっているということで事務処理が非常に煩雑になっており、職員の方は大変職務が混んでいると思いますので、人事配置におかれまして、特段のご留意をいただきたいという旨も付して町の方をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>二点目の職員の人事配置については、強い要望なわけですがけれどもこれは、昨年から何とかしてくださいというお願いはしているのですが、中々当局のお尻が相当重いらしくて、思い通りにいかない歯痒さを私も感じているところです。</p>
議長	暫時休憩します。
議長	再開します。
事務局長	事務局長。
事務局長	<p>第5種の1年保存の「庄内総合支庁管内及び戸沢村公用車出張命令簿」に関しては、町の職員が出張する場合出張命令簿があるのですが、この庄内総合支庁管内及び戸沢村については命令簿の様式が違います。何故かと言いますと、この出張の場合は日当が出ないということでございます。戸沢村は隣の行政区だということで庄内総合支庁管内及びとなっている、そういったことでその文言が記載されているということでございます。</p>

議長	阿部 委員、よろしいでしょうか。
5番 阿部	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 4番 日下部 耕平 委員。
4番 日下部	4番 日下部 です。 手続きについての確認ですが、規程の改廃に関しましては、私もいろいろ調べました。5条の第1号のように感じますが、最初それがわからなかったということと、この場合提案者は会長なのかそれとも事務局長なのかを一度確認したいと思い質問させていただきます。
議長	この改定を誰がするのかということですね。
4番 日下部	文言を見る限り事務局長の可能性もあるのではないかと思います確認させていただきます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	農業委員会の規則等に関しましては、すべて会長名で公布しておりますので、事務局長ではございません。そして、農業委員会の総会で審議することとなっておりますので、今回提出させていただいているところでございます。
議長	4番 日下部 委員。
4番 日下部	できればそれがわかる文言も付けていただくと有り難いと思います。
議長	暫時休憩します。
議長	再開します。
議長	事務局長。
事務局長	今回の議案の部分は事務局設置規程ということで、第5条について事務文書的なことをするということです。事務局で制定、改廃を決めることはできないですし、事務局長が提案するのかという質問もありましたが、それは基本的にあり得ないことです。農業委員会では議決する部分の事務をするという内容を記載しているところです。読んでみると、規則、規程等の制定及び改廃に関することとなっております、いかにも事務局で改廃をするように受け取ってしまうかもしれませんが、実際にはこの総会に議案としてかける事務手続の部分をやると考えていただきたいと思います。「庄内町農業委員会の事務局の設置規程を」ですので、この改廃をすることについては、農業委員会の総会でなければできないと決められております。
議長	5番 阿部 金一郎 委員。
5番 阿部	5番 阿部です。 今の説明を受けると今度は逆に、第5条の第3号から第6号までは、「～に基づく事務に関すること」とうたっているのに、第1号、第2号に関しては「～改廃に関すること、会議に関すること」ということですので、今の説明であれば「～に基づく事務に関すること」ということを足せば説明が成り立つのではないかと思います、「改廃に関すること」と第1号にうたっているために事務局ですべてやってもよろしいのではないのでしょうかというご質問をいただきまして、「改廃に関する事務に関すること」、言葉はわ

	かりませんがそういうふうに住せば事務に関することであるということがわかれると思います。軽微な部分は判断しかねますが、そのあたりいかがでしょうか。
議長	事務局長。
事務局長	まず、第5条で「事務文書は次の通りとする」となっておりますので私としては基本的に「事務に関すること」というのは付けなくても良いと思います。この3号から下については、法に基づくということで、これを入れないと「～法に関すること」と法律に基づく事務をするということで、改めて付け加えて逆に言えばわかりやすくしたのかと、最初に「事務文書は次の通りとする」としているのが本来であれば、「事務に関すること」と一つ一つにつける必要はないのだと思うのですが、ここはどうしてもわかりやすくするために付けていると解釈しているところです。
議長	よろしいでしょうか。
5番 阿部	わかりました。
議長	ほかにございませんか。 無ければ、採決したいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第4号、庄内町農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
◎議事	議案第5号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第5号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第5号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め採決します。 議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案に賛成の方、挙手願います。 (全員賛成) 賛成全員により、原案のとおり決定いたしました。
議長	これをもちまして、令和2年第1回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。

◎閉 会

(午後 4 時 35 分)

令和 年 月 日

上記は、令和2年第1回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第1回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

19番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

13番

14番

書記